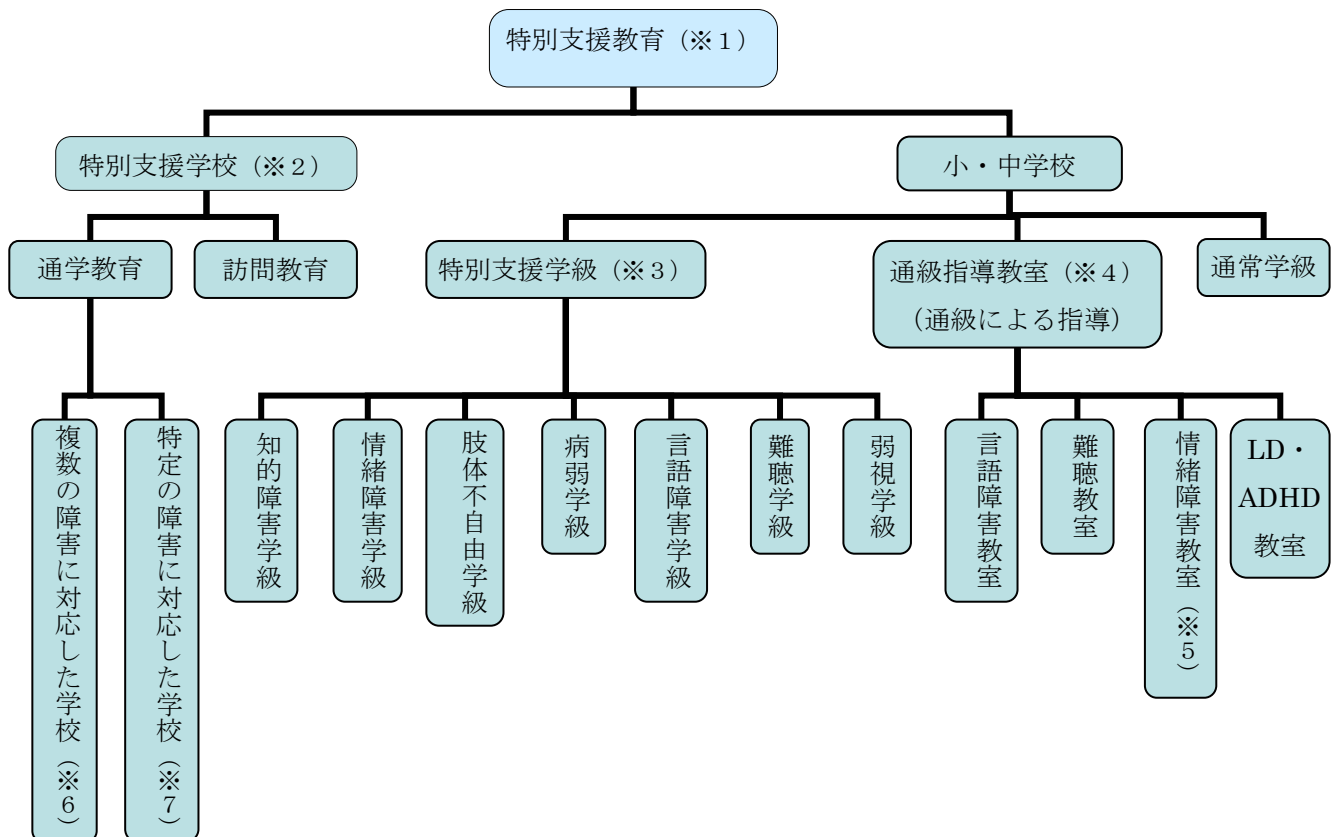


教 育



障害の種類や程度に応じた教育の場（長崎県）について



（※1）障害のある子どもたちが自立し、社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

（※2）障害の程度が比較的重い子どもを対象とし、専門性の高い教育をおこなうところ。

（※3）障害の種別ごとの少人数学級で障害のある子ども一人一人に応じた教育をおこなうところ。

（※4）日常は通常の教育の場に通いながら、何らかの個別の援助を必要としている子どものための通級制の教室。

（※5）通常学級に在籍している子どもで、情緒的な面で何らかの個別の援助が必要な子どものための通級制の教室。

（※6）知的障害と肢体不自由、肢体不自由と病弱

（※7）視覚障害、難聴障害、知的障害、肢体不自由、病弱

*長崎県の特別支援学校一覧については、長崎県教育委員会ホームページを参考にしてください。

*長崎県の特別支援学級については、各市町教育委員会にお問い合わせ下さい。

教育に関する各種相談について

- ・長崎県教育委員会において、教育支援ネットワーク事業（電話相談・来所相談・巡回教育相談・巡回支援など）を実施しておりますので、詳細は長崎県教育センター（TEL0957-52-9241）にお尋ねください。
- ・就学相談（発達の違いや行動に課題があり、次年度小学校に入学予定の子どもたちに対して、適切な教育環境を相談すること）については、各市町の教育委員会にお尋ね下さい。